

イーブルなごや登録団体の申請について

イーブルなごや登録団体は、男女平等参画推進団体、女性団体があり、下記の要件を満たした申請書と付随する書類を提出して月1回の審査で承認されたグループ/団体は登録団体として利用できます。(貸室料金の優遇、貸室予約時期の優遇制度あり)

1. 登録団体の種類(活動目的に応じて男女平等参画推進団体か女性団体を選んでください)

(1) 男女平等参画推進団体

以下の要件を全て満たし、申請書と付随した資料を提出して承認された団体・グループ

- ①「男女平等及び参画」「男女の人権尊重」「その他男女の平等・自立」の推進を団体の活動目的に掲げていること。(必須)
- ②名古屋市の市域を中心に活動を行っていること。(必須)
- ③イーブルなごやを主たる活動の場としている団体・グループであること。(月に1回程度)

(2) 女性団体

以下の要件を全て満たし、申請書と付随した資料を提出して承認された団体・グループ

- ①申請者が女性の為の社会教育活動を行う団体・グループであること。(必須)
- ②その団体・グループの代表者が女性であること。(必須)
- ③その団体・グループの構成員の過半数が女性であること。(必須)
- ④イーブルなごやを主たる活動の場としている団体・グループであること。(月に1回程度)

2. 申請時の提出書類

- (1)イーブルなごや登録団体申込書
- (2)団体の規約、会則など(団体の名称、発足年、活動目的、活動内容、活動時間・場所、団体の構成員(男女別)、予算、代表者、住所、連絡先などの分かるもの)

注)特に「活動目的」が、2種類の登録団体の各々の要件の目的に沿っていない場合は不承認となりますので
ご注意ください。(イーブルなごやは、男女平等参画推進センター・女性会館です。規約/会則などに記載
されている活動目的や活動内容が、設置要件に合致しているか審査します)

- (3)これまでの具体的な活動内容の分かるもの(配布したチラシ、打合せ等で使用した資料でも結構です)
- (4)男女平等参画推進団体は、これまでの主な活動場所(名古屋市域を中心に活動していることが分かる資料)

3. 登録団体としての特典

- (1)登録団体として承認されると、登録承認時にID、パスワードが発行され、イーブルなごやのホームページ内よりインターネットで「施設予約システム」を利用できます。

- ① 予約
 - ・利用月の3ヶ月前の20日から翌月の1日の13時までの間、利用の抽選申込に参加できます。
 - ・インターネットを使用せず抽選申込に参加される場合は、来館して申込用紙に記入していただく必要があります。
 - ・抽選申込による利用者を決定した後、利用月の2ヶ月前の3日から利用日の8日前まで、空いている貸室は「施設予約システムより」随時申込ができます。その後は来館または電話対応となります。
 - ・利用料金が半額になります。
 - ・ホールの利用が、6ヶ月前の利用調整会に参加して予約ができます。(一般は3ヶ月前から随時)
- ② 予約処理
 - ・インターネットでホームページ上から予約をした場合(抽選申込、随時申込)、予約後1週間以内に貸室料金をお支払いください。
 - ・電話から申込の場合、(団体名、代表者名、代表者生年月日、利用日、部屋名、時間帯、連絡先)代理者の場合、上記のほかに申込者名と連絡先が必要です。
 - ・電話から申込の場合、予約後1週間以内に貸室料金をお支払いください。
 - ・抽選申込で希望の部屋が当選し予約が確定後、不要の部屋が発生した場合、即座にキャンセル処理をしてください。
料金を未払いの場合、インターネット上でキャンセル手続きができますが、利用日の1週間前を過ぎるとキャンセル料が発生しますので来館して手続きが必要です。

- ・インターネットから貸室を予約された場合、必ず1週間以内の支払いをお願いします。
- ・料金支払い後のキャンセルは来館が必要です。「使用許可書兼利用料金領収書」と代表者の住所、連絡先、本人証明が必要です。(代理の方の場合も本人証明必要)
- ・利用日の前、1週間を過ぎると半額、当日は全額キャンセル料となります。

4. 利用上の注意

(1) 利用禁止項目。

- * 物品の販売 * 商品説明 * 商品や物品の普及活動 * 販売方法の勉強会
- * 医療行為 * ネットワークビジネスの会員募集又は募集に結びつくセミナーや活動
- * 選挙活動 * 株主総会、入社昇格試験、販売会議、営業会議、面接、入社式等
営利法人が事業運営のためにおこなう活動 *他、営利に結びつく内容
- * 募金、寄付、カンパなどの行為、またはそれに類似する行為は行うことができません。
- * 登録された団体、または主催者の収入となる活動や収入に結びつく活動
- * 法人、個人を問わず営利目的での事業説明会、商品勉強会
- * 展示及び展示会場としての利用 *営利に結びつくセミナーや説明会 *塾のような活動
- * 医療行為、または医療に準ずる行為
- * 協会、互助会などの名称で販売または資格取得などの収入を得る目的のセミナーや活動
- * 特定の政党の利害に関する事業、特定の宗教、宗派、教団を支持・支援する事業、それらに類する事業。
- * **セミナー、講演、映画上映会、集会、その他の行為で不特定の方から会費(参加費)等を徴収する行為。**
- * **コーラス、演劇等々の各種発表会で、登録された団体(グループ)会員以外の不特定の方から会費(参加費)等を徴収する行為。**
- * **経費と称して登録された団体(グループ)会員以外から会費(参加費)等を徴収する行為。**

(2) 以下の行為があった場合、登録の取消をします。

- ・営利目的または営利に結びつく行為、**営利的な行為**、活動を行った場合。
- ・名義貸し(登録団体として予約、他のグループ・団体が使用)をされた場合。
- ・活動内容が、貸室(部屋の利用には制限があります)の用途に合致していない場合。
- ・2年間イーブルなごやの貸室を利用しなかった場合。
- ・イーブルなごやへの連絡をせず、予約した貸室の利用を取りやめた場合。
- ・その他公の秩序または善良な風俗をみだすおそれがあるなど、イーブルなごやが登録団体として適切でないと判断した場合。

(3) その他、お互いにマナーを守ってご利用ください。

- ・ゴミは全てお持ち帰ります。(室内を汚された場合は清掃をしてください)
- ・室内の備品を移動した場合、必ず元通りにして退出してください。
- ・室内の電気容量は限られています。保温・加熱する電気製品の持ち込みは禁止です。
(バッテリーの充電は禁止、火災を誘発する行為、火の利用を禁止します)
- ・登録された内容に変更がある場合は速やかに「登録事項変更届出書」を提出してください。
(団体名の変更の場合は、新規に登録団体の申請が必要となります)
- ・**名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則(第4条・第5条)、名古屋市女性会館条例施行規則(第17条・第18条)に定める行為は禁止されており係員もしくは管理者の指示に従わず施設の運営上支障があると判断した場合は退館していただきます。**

問い合わせ

不明な点がございましたら、下記にお尋ね下さい。

イーブルなごや 指定管理者 電話<052>331-5288 FAX<052>322-9458